

第3次志免町男女共同参画行動計画策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月  
志免町

## 1 目的

本実施要領は、第3次志免町男女共同参画行動計画策定業務を委託する事業者を選定するため、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討したうえで委託候補者を決定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 名称

第3次志免町男女共同参画行動計画策定業務委託

### (2) 業務内容

「第3次志免町男女共同参画行動計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

1,616,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 事務局

本プロポーザルに関する事務局を、まちの魅力推進課地域づくり係に置く。

住 所：〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

電 話 番 号：092-935-1853（係直通）

F A X 番 号：092-935-3417

電子メール：[chiiki@town.shime.fukuoka.jp](mailto:chiiki@town.shime.fukuoka.jp)

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 志免町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成19年6月8日志免町告示第47号）による指名停止を受けていないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算手続き、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き、及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## 5 日程（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和6年4月15日(月)
2	参加表明書受付	令和6年4月15日(月) ～ 令和6年4月22日(月)
3	質疑書受付	令和6年4月15日(月) ～ 令和6年4月22日(月)
4	参加資格結果通知	令和6年4月25日(木)
5	質疑回答	令和6年4月25日(木)
6	企画提案書等提出	令和6年4月26日(金) ～ 令和6年5月10日(金)
7	審査(プレゼンテーション)	令和6年5月16日(木)
8	審査結果通知	令和6年5月22日(水)
9	契約締結	令和6年5月29日(水)

## 6 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加希望者は、次により参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

①参加表明書（様式1）

②業務実績書（任意様式）

※男女共同参画行動計画等の策定実績を記載（策定中のものを含む）

③資格審査表（様式2）

※令和5・6年度志免町競争入札参加資格者は不要

※提出の際は、契約時に契約書へ押印するものと同じ印を押印し、必要書類を添付すること

### (2) 提出期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月22日（月）17時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等配達の見積りができる方法に限る）

### (4) 提出先

志免町 事務局（前記3参照）

### (5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和6年4月25日（木）までに参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

## 7 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次の方法で提出すること。

### (1) 提出書類

質疑書（様式3）

(2) 提出期間

令和6年4月15日(月)から令和6年4月22日(月)17時まで(必着)

(3) 提出方法

電子メールによる(他の方法による質疑書は一切受け付けない)

※質疑がない場合についても、「なし」で提出すること。

(4) 提出先

志免町 事務局(前記3参照)

(5) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、令和6年4月25日(木)を目処に前記6(5)「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格要件を満たす者全員に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に回答する。なお、参加が認められない者への回答は行わない。

(6) その他

- ・審査に関わる職員の役職及び氏名等に関する質疑については一切応じない。
- ・他の提案者に関する質疑については一切応じない。
- ・(2)の提出期間以後の質疑については一切応じない。

## 8 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届(様式4)

(2) 提出期限

令和6年5月10日(金)17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等配達の実証ができる方法に限る)

(4) 提出先

志免町 事務局(前記3参照)

## 9 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書等提出書(様式5)

② 企画提案書(任意様式)

企画提案書には以下の項目について記載すること。

- ・計画策定の基本的な考え方(計画策定にあたって重視するポイント)
- ・策定の内容と方法(計画策定全般の業務内容、基礎資料の収集方法や分析等)
- ・その他提案事項

③ 業務実施体制(任意様式)

業務の実施体制(責任者や担当者等の構成、役割について記載)

④ 業務スケジュール表（任意様式）

⑤ 見積書（任意様式）

委託業務に係るすべての経費の金額を記載する。また、その金額の積算根拠が分かる内訳書（任意様式）も添付すること。

(2) 提出期間

6（5）参加資格確認結果の通知後から令和6年5月10日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留等配達の証明ができる方法に限る）

(4) 提出先

志免町 事務局（前記3参照）

(5) 提出部数

提出書類①から⑤の順序にA4縦型で製本し、提出すること。

・正本 1部（代表者印押印のもの）

・副本 4部（正本の写し）

## 10 本審査(プレゼンテーションの実施)

提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時

令和6年5月16日（木）

(2) 場所

志免町役場 2階 第2会議室

(3) 開始時間

後日通知する。なお、プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

(4) 所要時間

・準備 10分

・企画提案プレゼンテーション 20分

・企画提案ヒアリング 15分

・後片付け 5分

(5) 内容

企画提案書の説明

(6) 参加人数

3名までとする。なお、必ず業務責任者が出席すること。

(7) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは志免町が用意するため、企画提案書等の提出時に申し出ること。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は提案者が持参すること。

(8) その他

説明は企画提案書に基づいた内容とし、追加の資料等は使用しないこと。

## 1.1 審査方法等

### (1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、町の職員で構成する本プロポーザルの審査委員会を設置する。

### (2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は提案書及びプレゼンテーションによる総合評価方式とし、審査委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、配点については別紙1のとおりとする。

### (3) 審査

審査として、提出書類及び企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、見積金額が最も低い者とする。

### (4) 提案者が1者の場合について

審査において、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を委託候補者として決定する。

### (5) 結果通知

すべての提案者に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に審査結果通知書を送付する。なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。

## 1.2 契約手続き等

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、志免町財務規則に基づき契約を締結する。また、企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

## 1.3 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

#### 1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとし、辞退した場合も同様とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正または変更は、一切認めない。ただし、やむをえない理由による場合はこの限りではない。
- (4) 本町が提供した資料は、この提案の目的以外で利用することはできない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、志免町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 採点内容及び各委員の採点の説明は行わない。また、参加者は審査結果について異議を申し立てることはできないものとする。

別紙1 第3次志免町男女共同参画行動計画策定業務委託 業者選定評価基準表

	評価項目	評価内容	配点
提案者評価	実施体制	・業務を円滑に実施する人員配置や体制が確立されているか。	5
	事業実績	・本業務に類似する業務の実績はあるか。 ・技術者、担当者の主要業務、同種業務の実績はあるか	10
提案内容評価	業務に対する姿勢・理解度	・本業務に対する取組み姿勢や熱意は十分か。 ・本業務の目的と内容を適切に反映した提案となっているか。	15
	現状把握と課題解決	・本町の現状を把握し、計画策定において考慮すべき課題を的確に抽出し、課題解決のための手法が具体的に記されているか。	20
	実現性	・提案内容が具体的で説得力があるか。 ・円滑な業務の実施が可能であるか。	15
	的確性	・業務内容を明確に表現し、業務目的を達成するため、本町の特徴を生かした提案であるか。	15
	発想力と独自性	・仕様書に示した業務水準に加えて、新たな視点や業務目的をより効果的に達成しうる提案が示されているか。	10
	実施工程	・業務フローや工程表は明確かつ適切で無理のないものとなっているか。	5
価格評価	コストの妥当性	・提案内容に照らし、見積金額は妥当であるか。	5